

少なくとも四十日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、二十四日前）までに県公報により行わなければならぬこととした。ただし、急を要する場合は、その期間を十日前までに短縮することができることとした。

2 会計規則及び執行規則の再度公告入札の公告期間の短縮に関する規定は、特定調達契約については適用しないこととした。

七 指名競争入札の公示等（第八条関係）

1 六の1は、特定調達契約に係る指名競争入札の公示について準用することとした。

2 知事は、特定調達契約について指名競争入札参加資格を有する者のうちから指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準を定めなければならないこととした。

3 1の場合においては、2の基準に基づく指名競争入札において指名されるために必要な要件についても、公示しなければならないこととした。

4 六の1は、特定調達契約に係る指名競争入札の参加者の指名の通知について準用することとした。

八 競争入札の公告等（第九条関係）

知事は、六の1の公告又は七の1の公示（以下「公告等」という。）をする

ときは、当該公告等に係る特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び契約の手続において使用する言語を明らかにするほか、次に掲げる事項について、英語により記載しなければならないこととした。

(一) 調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量

(二) 入札期日

九 公告等に係る特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称

1 知事は、特定調達契約につき、公告等をした後、当該公告等に係る競争入札に参加しようとする者から二の1の申請があつたときは、速やかに、その

者が一般競争入札参加資格又は指名競争入札参加資格を有するかどうかについて審査を開始しなければならないこととした。

2 知事は、1の場合において、開札の日時までに審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行つた者に通知しなければならないこととした。

3 知事は、特定調達契約に係る指名競争入札の場合においては、1の審査の結果指名競争入札参加資格を有すると認められた者のうちから、七の2の基準に基づき、当該入札において指名されるために必要な七の3の要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その指名する者に対し、入札について必要な事項を通知しなければならないこととした。

4 知事は、特定調達契約につき競争入札に係る資格審査の申請を行つた者から入札書が1の審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札の時において、一般競争入札の場合にあっては一般競争入札参加資格を有すると認められることを、指名競争入札の場合にあっては3により指名されることを条件として当該入札書を受理することとした。

十 郵便入札（第十一条関係）

1 知事は、特定調達契約につき郵便による入札を禁止してはならないこととした。

十一 入札説明書の記載事項（第十二条関係）

特定調達契約に係る入札説明書の記載事項は、次に掲げるものとすることとした。

(一) 特例政令の規定により公告等をするものとされている事項

(二) 調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細

(三) 開札に立ち会う者に関する事項

(四) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(五) 契約の手続において使用する言語

(六) その他必要な事項

十二 落札者決定の通知等（第十三条関係）

知事は、特定調達契約につき、競争入札により落札者を決定した場合において、落札者とされなかつた入札者から請求があつたときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求を行つた入札者が落札者とされなかつた理由（当該請求を行つた入札者の入札が無効とされた場合にあつては、無効とされた理由）を、当該請求を行つた入札者に書面により通知しなければならないこととした。

十三 落札者等の公示（第十四条関係）

1 知事は、特定調達契約により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して七十二日以内に、県公報により落札者等の公示をしなければならないこととした。

2 1の公示は、次に掲げる事項についてすることとした。

(一) 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量

(二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(三) 落札者又は随意契約の相手方を決定した日

(四) 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所

(五) 落札金額又は随意契約に係る契約金額

(六) 契約の相手方を決定した手続

(七) 競争入札によることとした場合には、公告等を行つた日

(八) 随意契約による場合にはその理由

(九) その他必要な事項

十四 記録の作成及び保管（第十五条関係）

知事は、特定調達契約につき、競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、当該契約の内容等必要な記録を作成し、保管しなければならないこととした。

十五 施行期日等

1 この規則は、平成八年一月一日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県出納局事務決裁規則の一部を改正する規則

一 食糧費の支出に係る課長、課長補佐及び係長の個別専決事項を次のとおり変更することとした。（別表第三、別表第四関係）

- | |
|-----------------------------------|
| (一) 課長 一件十万円以上千円未満（現行 三十万円以上千円未満） |
| (二) 課長補佐 一件十万円未満（現行 三万円以上三十万円未満） |
| (三) 係長 削除（現行 三万円未満） |

二 この規則は、平成八年一月一日から施行することとした。

鳥取県規則第百六号

鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則

（趣旨）

第一条 この規則は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「特別政令」という。）第四条に規定する特定調達契約（以下単に「特定調達契約」という。）の取扱いに關し、鳥取県会計規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号。以下「会計規則」という。）及び鳥取県建

鳥取県知事 西 尾 邑 次

設工事執行規則（昭和四十八年十一月鳥取県規則第六十六号。以下「執行規則」という。）の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。

（会計規則その他の規則との関係）

第二条 この規則に定めのない事項については、法令に特別の定めがあるものを除くほか、会計規則、執行規則その他の規則の定めるところによる。

（定義）

第三条 この規則において「物品等」、「特定役務」又は「一連の調達契約」とは、それぞれ特例政令第二条第一号、第三号又は第六号に規定する物品等、特定役務又は一連の調達契約をいう。

（競争入札参加者の資格審査等）

第四条 知事は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第一百六十七条の五第一項に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格

（以下「一般競争入札参加資格」という。）又は施行令第一百六十七条の十一第二項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「指名競争入札参加資格」という。）を定めた場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、知事の定めるところにより、随時に、一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」といいう。）に参加しようとする者の申請をまって、その者が当該資格を有するかどうかを審査し、資格を有すると認めた者又は資格がないと認めた者に対し、それぞれ必要な通知をしなければならない。

（指名競争入札の公示等）

第八条 前条第一項の規定は、特例政令第七条の公示について準用する。

2 知事は、特定調達契約について指名競争入札参加資格を有する者のうちから指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準を定めなければならない。

3 第一項の場合においては、前項の基準に基づく指名競争入札において指名されるために必要な要件についても、公示しなければならない。

4 前条第一項の規定は、特定調達契約に係る施行令第一百六十七条の十二第二項の通知について準用する。この場合において、前条第一項中「県公報により行わなければならない。」とあるのは「通知しなければならない。」と読み替えるものとする。（競争入札の公告等）

2 前項の公示は、次に掲げる事項についてするものとする。

- (一) 調達をする物品等又は特定役務の種類
- (二) 前条第一項に規定する申請の方法

（三）一般競争入札参加資格又は指名競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

第六条 第四条の場合において、指名競争入札参加資格が一般競争入札参加資格と同一である等のため、指名競争入札参加資格の審査及び名簿の作成を要しないと認められるときは、当該資格の審査及び名簿の作成は行わず、一般競争入札に参加する者の資格の審査及び名簿の作成をもつて代えるものとする。

（一般競争入札の公告）

第七条 特例政令第六条の公告は、一般競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも四十日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、二十四日前）までに県公報により行わなければならない。ただし、急を要する場合は、その期間を十日前までに短縮することができる。

2 会計規則第一百三十一条及び執行規則第十七条の規定は、特定調達契約については適用しない。

（指名競争入札の公示等）

第八条 前条第一項の規定は、特例政令第七条の公示について準用する。

2 知事は、特定調達契約について指名競争入札参加資格を有する者のうちから指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準を定めなければならない。

3 第一項の場合においては、前項の基準に基づく指名競争入札において指名されるために必要な要件についても、公示しなければならない。

4 前条第一項の規定は、特定調達契約に係る施行令第一百六十七条の十二第二項の通知について準用する。この場合において、前条第一項中「県公報により行わなければならない。」とあるのは「通知しなければならない。」と読み替えるものとする。（競争入札の公告等）

第九条 知事は、第七条第一項の公告又は前条第一項の公示（以下「公告等」という。）をするときは、当該公告等に係る特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び契約の手続において使用する言語を明らかにするほか、次に掲げる事項について、

英語により記載しなければならない。

- (二) 入札期日

(三) 公告等に係る特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称
(競争入札に係る資格審査の申請等)

第十条 知事は、特定調達契約につき、公告等をした後、当該公告等に係り参加しようとする者から第四条第一項の申請があつたときは、速やかに一般競争入札参加資格又は指名競争入札参加資格を有するかどうかについてしなければならない。

2 知事は、前項の場合において、開札の日時までに審査を終了することそのがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行つなければならない。

3 知事は、特定調達契約に係る指名競争入札の場合においては、第一項指名競争入札参加資格を有すると認められた者のうちから、第八条第二づき、当該入札において指名されるために必要な同条第三項の要件を満認められる者を指名するとともに、その指名する者に対し、入札について通知しなければならない。

4 知事は、特定調達契約につき競争入札に係る資格審査の申請を行つたが第一項の審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札の一般競争入札の場合にあつては一般競争入札参加資格を有すると認められ指名競争入札の場合にあつては前項の規定により指名されていることを該入札書を受理する。

(郵便入札)
(入札説明書の記載事項)

第十一條 知事は、特定調達契約につき郵便による入札を禁止してはならず特例政令第八条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるも特例政令第六条又は第七条の規定により公告等をするものとされてゐることを

例政令第六条第五号に掲げる事項を除く。

- (二) 調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細

(三) 開札に立ち会う者に関する事項

(四) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(五) 契約の手続において使用する言語

(六) その他必要な事項

(落札者決定の通知等)

(落札者等の公示)

第十三条 知事は、特定調達契約につき、競争入札により落札者を決定した場合において、落札者とされなかつた入札者から請求があつたときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求を行つた入札者が落札者とされなかつた理由（当該請求を行つた入札者の入札が無効とされた場合にあつては、無効とされた理由）を、当該請求を行つた入札者に書面により通知しなければならない。

2 前項の公示は、次に掲げる事項についてするものとする。

(一) 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量

(二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(三) 落札者又は随意契約の相手方を決定した日

(四) 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所

(五) 落札金額又は随意契約に係る契約金額

(六) 契約の相手方を決定した手続

(七) 競争入札によることとした場合には、公告等を行つた日

(八) 随意契約による場合にはその理由

(九) その他必要な事項

(記録の作成及び保管)

第十五条 知事は、特定調達契約につき、競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、当該契約の内容等必要な記録を作成し、保管しなければならない。

第五号を第四号とする。
附 則

この規則は、平成八年一月一日から施行する。

(施行期日)

附 則

1 この規則は、平成八年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則は、この規則の施行の日前において行われた公告その他の契約の申し込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

鳥取県出納局事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年十二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県企業局管理規程第二号

鳥取県企業局財務規程の一部を改正する企業管理規程

鳥取県企業局財務規程（昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

第六十五条の三中「及び鳥取県建設工事執行規則（昭和四十八年十一月鳥取県規則第六十六号）」を「、鳥取県建設工事執行規則（昭和四十八年十一月鳥取県規則第六十六号）及び鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年十一月鳥取県規則第六六号）」に改める。

附 則

この企業管理規程は、平成八年一月一日から施行する。

ようにより改正する。

別表第三会計課の項課長専決事項の欄第一号中(十)を(十一)とし、(七)から(九)までを一ずつ繰り下げ、(六)の次に次のように加える。

(七) 一件十万円以上千円未満の食糧費の支出

別表第四会計課の項課長補佐専決事項の欄第三号中「三万円以上三十万円未満」を「十万円未満」に改め、同項係長専決事項の欄中第三号を削り、第四号を第三号とし、

病院局管理規程

鳥取県病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

平成七年十一月二十六日

鳥取県営病院事業管理者 岩 宮 緑

鳥取県病院局管理規程第十三号

鳥取県病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程

鳥取県病院局財務規程（平成七年三月鳥取県病院局管理規程第十二号）の一部を次のように改正する。

第七十条中「及び鳥取県建設工事執行規則（昭和四十八年十一月鳥取県規則第六十六号）」を「、鳥取県建設工事執行規則（昭和四十八年十一月鳥取県規則第六十六号）及び鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年十二月鳥取県規則第百六号）」に改める。

附 則

この企業管理規程は、平成八年一月一日から施行する。